

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月13日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
(UBS Asset Management (Europe) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
アンドレア・パパゾーニ (Andrea Papazzoni)
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
オリヴァー・アンベール (Olivier Humbert)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS (Lux) ボンド・ファンド
(UBS (Lux) Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS (Lux) ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル
(UBS (Lux) Bond Fund-AUD)
クラスP-d i s t 受益証券
15億7,140万オーストラリア・ドル（約1,681億円）
クラスP-a c c 受益証券
36億577万オーストラリア・ドル（約3,858億円）
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・フレキシブル
(UBS (Lux) Bond Fund-EUR Flexible)
クラスP-d i s t 受益証券
9億1,592万ユーロ（約1,578億円）
クラスP-a c c 受益証券
14億9,200万ユーロ（約2,571億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル（米ドル）

（UBS（Lux）Bond Fund-Asia Flexible（USD））

クラスP－a c c受益証券

7億575万アメリカ合衆国ドル（約1,137億円）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

（UBS（Lux）Bond Fund-Euro High Yield（EUR））

クラスP－a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）

12億9,336万アメリカ合衆国ドル（約2,083億円）

クラスP－m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）

6億7,048万アメリカ合衆国ドル（約1,080億円）

クラスP－a c c受益証券

18億8,480万ユーロ（約3,248億円）

クラスP－m d i s t受益証券

9億3,832万ユーロ（約1,617億円）

（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝107.00円、1ユーロ＝172.33円、1米ドル＝161.07円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月30日付をもって提出した有価証券届出書（2024年10月1日付および2024年12月25日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、投資方針、その他の手数料等、課税上の取扱い、申込（販売）手続等、買戻し手続等、利害関係人との取引制限、その他の関係法人の概況および別紙の変更に伴い設立地の目論見書が更新されるため、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。

下線部は訂正部分を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外（エクススクルージョン）事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を追求するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有している。

各サブ・ファンドの特定の投資方針

（後略）

<訂正後>

（前略）

サステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクススクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を追求するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有している。

エンゲージメント・プログラム

本エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ性があるトピックを認識している企業を優先／選定することを目的としている。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントがグローバル・スチュワードシップ・ポリシーに記載されるUBSの原則に従いトップダウン手法を利用して投資している企業全体の中から選定される。優先順位のプロセスにより、企業とのエンゲージメントが必要であるか、およびいつ必要であるかを決定する。企業がエンゲージメント・プログラムに向けて選定される場合、エンゲージメント・ダイアログは通常、少なくとも2年間継続される。このことが任意の期間中に本ポートフォリオの企業に関してサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたこと、または本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選定されたことを示すわけではない。UBSアセット・マネジメントによる企業の選定、エンゲージメント業務、優先順位のプロセスおよび懸念事項の理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ年次報告書およびスチュワードシップ・ポリシーに記載される。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権の代理行使の方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ・ポリシーにおいて概説される原則に基づき、以下の二つの基本的な目的のために議決権を積極的に行使する。

1. 顧客の投資の長期的な価値を高めるために、顧客の最善の財務的な利益のために行動すること。
2. 取締役会におけるベスト・プラクティスを推進し、力強いサステナビリティの実務を後押しすること。

このことが、サブ・ファンドが保有する企業に関して任意の期間中にサステナビリティ関連の議決権が行使されたことを示すわけではない。特定の企業に対する議決権行使の活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ年次報告書を参照されたい。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

各サブ・ファンドの特定の投資方針

（後略）

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

管理会社の報酬方針

（前略）

受益者は、管理会社の直近の報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、

https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

<訂正後>

（前略）

管理会社の報酬方針

（前略）

受益者は、管理会社の直近の報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosuresで閲覧することができる。

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄当局が投資者の課税上の地位を変更する場合、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}は0.05%の税率を課されることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

<訂正後>

（前略）

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の軽減税率の適用を受けるための条件を充足しなくなる場合、クラスF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-XおよびU-X受益証券^{（注）}は0.05%の税率を課されることがある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付のEU規則2020/852の第3条において定義される、環境的に持続可能な経済活動に投資される純資産部分に対し、0.01%から0.04%（年率）の軽減税率の適用を受ける場合がある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配／口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

以下のサブ・ファンドにおいて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の3営業日後の日（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

サブ・ファンド
オーストラリア・ドル
アジア・フレキシブル（米ドル）

以下のサブ・ファンドにおいて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の2営業日後の日（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

サブ・ファンド
ユーロ・フレキシブル
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
グローバル・フレキシブル

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配／口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

さらに、以下の表に記載される銀行休業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）を以下のサブ・ファンドの非営業日に追加する。

サブ・ファンド	銀行休業日
オーストラリア・ドル	オーストラリア
ユーロ・フレキシブル	イギリス
アジア・フレキシブル（米ドル）	シンガポール、香港
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	イギリス
グローバル・フレキシブル	米国、イギリス

銀行休業日とは以下をいう。

- 一 米国：元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、ワシントン誕生日（プレジデント・デイ）、メモリアル・デー、奴隷解放記念日、独立記念日、レイバー・デー、コロンブス・デー、復員軍人の日、サンクスギビング・デー、クリスマス・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm）。
- 一 イギリス：元旦、グッド・フライデー、イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・デー、ボクシング・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days）。
- 一 シンガポール：チャイニーズ・ニュー・イヤーに相当する2日間（<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/public-holidays> において定める。）。

- 二 香港：香港証券取引所の休日スケジュール（www.hkex.com.hk）を参照のこと。
- 二 オーストラリア：<https://www.nsw.gov.au/about-nsw/public-holidays> を参照のこと。

決済日、または注文日から決済日までのいずれかの日が「営業日」でない場合、当該日は決済日を計算する目的上、算入されない。決済日は営業日でなければならない。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうと判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時00分（中央ヨーロッパ標準時間）（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日（「評価日」）の締切時間後に計算される純資産価格に基づき処理する。上記にかかわらず、以下の締切時間が以下のサブ・ファンドに適用される。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
オーストラリア・ドル アジア・フレキシブル（米ドル）	13時00分（中央ヨーロッパ標準時間）

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンド関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

（後略）

2 買戻し手続等

（1）海外における買戻し手続等

<訂正前>

買戻請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに支払われる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定

することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬（例えば、関連する銀行により課される報酬等）は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、（不必要に遅れることなく）相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の要求に応じて、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の受益証券の買戻しを投資者に申し出ることができる。

その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しで不利益を被ることはない。

当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査され、ファンドの残存する投資者が不利益を被ってはならない。関連費用は投資者に請求される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われず。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を（「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

（後略）

<訂正後>

買戻請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、以下のサブ・ファンドにおいて、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の対価は、遅くとも注文日の3営業日後の日（「決済日」）までに支払われる。

サブ・ファンド
オーストラリア・ドル
アジア・フレキシブル（米ドル）

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、以下のサブ・ファンドにおいて、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、遅くとも注文日の2営業日後の日（「決済日」）までに支払われる。

サブ・ファンド
ユーロ・フレキシブル
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
グローバル・フレキシブル

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またはその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1

資産管理等の概要（１）資産の評価」に記載されるスウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬（例えば、関連する銀行により課される報酬等）は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、（不必要に遅れることなく）相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の要求に応じて、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の受益証券の買戻しを投資者に申し出ることができる。

その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しで不利益を被ることはない。

当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査され、ファンドの残存する投資者が不利益を被ってはならない。関連費用は投資者に請求される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

さらに、以下の表に記載される銀行休業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）を以下のサブ・ファンドの非営業日に追加する。

サブ・ファンド	銀行休業日
---------	-------

オーストラリア・ドル	オーストラリア
ユーロ・フレキシブル	イギリス
アジア・フレキシブル（米ドル）	シンガポール、香港
ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	イギリス
グローバル・フレキシブル	米国、イギリス

銀行休業日とは以下をいう。

- － 米国：元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、ワシントン誕生日（プレジデント・デイ）、メモリアル・デー、奴隷解放記念日、独立記念日、レイバー・デー、コロンブス・デー、復員軍人の日、サンクスギビング・デー、クリスマス・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm）。
- － イギリス：元旦、グッド・フライデー、イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・デー、ボクシング・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日（www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days）。
- － シンガポール：チャイニーズ・ニュー・イヤーに相当する2日間（<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/public-holidays> において定める。）。
- － 香港：香港証券取引所の休日スケジュール（www.hkex.com.hk）を参照のこと。
- － オーストラリア：<https://www.nsw.gov.au/about-nsw/public-holidays> を参照のこと。

決済日、または注文日から決済日までのいずれかの日が「営業日」でない場合、当該日は決済日を計算する目的上、算入されない。決済日は営業日でなければならない。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われぬ。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時00分（中央ヨーロッパ標準時間）（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日（「評価日」）の締切時間後に計算される純資産価格に基づき処理する。上記にかかわらず、以下の締切時間が以下のサブ・ファンドに適用される。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
オーストラリア・ドル アジア・フレキシブル（米ドル）	13時00分（中央ヨーロッパ標準時間）

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（前略）

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、これに関連する軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html.

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

<訂正後>

（前略）

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、これに関連する軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

www.ubs.com/ame-investornotifications

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(5) 管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

(6) 元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

(7) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

(8) 日本における販売会社

オーストラリア・ドルおよびユーロ・フレキシブルのクラスP-d i s t 受益証券の日本における買戻業務を行う。

<訂正後>

(前略)

(5) 管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社はファンドの登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

(6) 元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

(7) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

(8) 日本における販売会社

オーストラリア・ドルおよびユーロ・フレキシブルのクラスP-d i s t 受益証券の日本における買戻業務を行う。

[次へ](#)

別紙

以下のとおりに更新されます。

SFDR関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに

規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS（Lux）ボンド・ファンダーオーストラリア・ドル

法人識別番号：
549300MZNGIHBELSOR56

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ はい

☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、投資ユニバースにおいて、環境および社会的なパフォーマンスの特性が高いか、またはサステナビリティ・プロファイルが高い発行体／企業を特定するために使用される。UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーであるMSCIおよびSustainalyticsの二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。

個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
- ☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- ・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

● この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



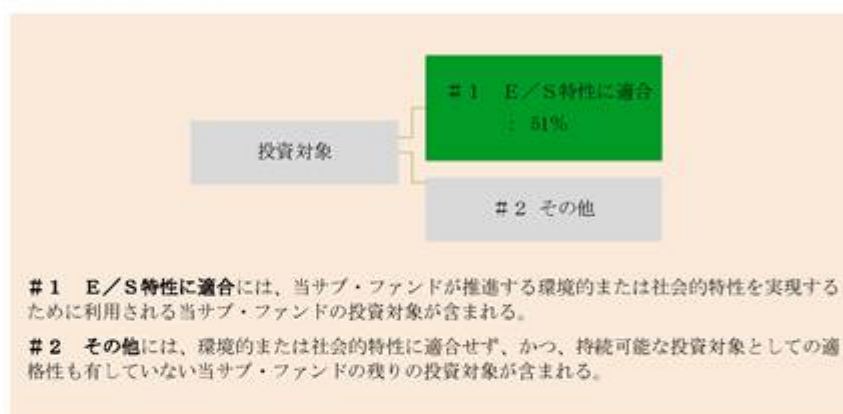
この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・フレキシブル

法人識別番号：
5493002S4KENPP1NLG44

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- 1) ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- 2) UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1) について：

UBSブレンデッドESGスコアは、投資ユニバースにおいて、環境および社会的なパフォーマンスの特性が高いか、またはサステナビリティ・プロファイルが高い発行体／企業を特定するために使用される。UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーであるMSCI および Sustainalytics の二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。

個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

特性2) について：

ポートフォリオ・マネージャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いる。ポートフォリオ・マネージャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネージャーに対してESGリスクを明確に示す。

反社会性は、ある国の繁栄および経済発展に影響を与える可能性がある大きな影響力を有する出来事および事象（自然災害、労働者の権利または環境汚染等（ただし、これらに限定されない。））を明らかにする。反社会性による影響を効率的かつ持続可能な方法により管理する国の能力を測定する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
- ☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。



● **この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1) について：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのブレンデッドESGスコアの上位 50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

特性2) について：

UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。
「反社会性」を示している発行体によるソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を示している一切の発行体を保有することを認められない。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



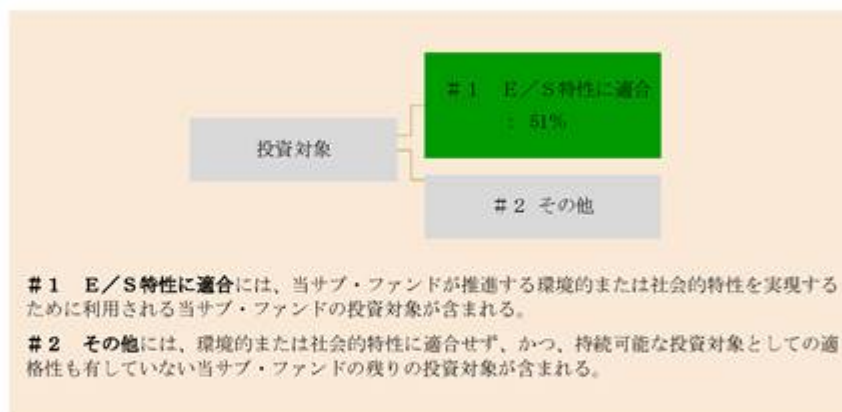
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない（タクソミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに

規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：

UBS（Lux）ボンド・ファンドーアジア・フレキシブル

法人識別番号：

549300SOJR6THZPWHD47

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ はい☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ・ ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、投資ユニバースにおいて、環境および社会的なパフォーマンスの特性が高いか、またはサステナビリティ・プロファイルが高い発行体／企業を特定するために使用される。UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーであるMSCIおよびSustainalyticsの二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。

個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
- ☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーへのリンクは本書の「サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシー」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- ・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

● この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



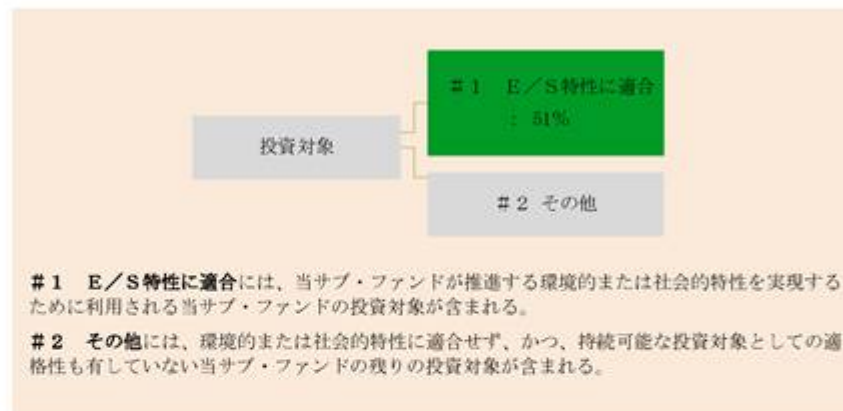
この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

テクノロジー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：

UBS (Lux) ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

法人識別番号：

549300U02TK3RG0RGB16

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

UBSブレンデッドESGスコアは、投資ユニバースにおいて、環境および社会的なパフォーマンスの特性が高いか、またはサステナビリティ・プロファイルが高い発行体／企業を特定するために使用される。UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーであるMSCIおよびSustainalyticsの二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。

個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
- ☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- ・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

● この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



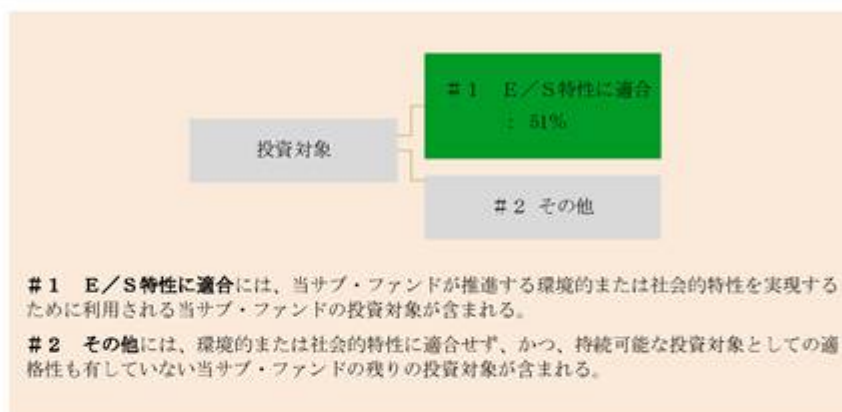
この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



- **この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない（タクソミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：
UBS（Lux）ボンド・ファンド・グローバル・フレキシブル

法人識別番号：
549300QZ0DE0P2HR7278

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を推進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を推進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性を推進するか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

- 1) ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル、またはUBSのブレンデッドESGスコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- 2) UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。

サステナビリティ指標とは、金融商品が推進する環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に沿うように意図されたものではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1) について：

UBSブレンデッドESGスコアは、投資ユニバースにおいて、環境および社会的なパフォーマンスの特性が高いか、またはサステナビリティ・プロファイルが高い発行体／企業を特定するために使用される。UBSブレンデッドESGスコアは、UBS、ならびに著名な外部のESGデータ・プロバイダーであるMSCIおよびSustainalyticsの二社による、標準的なESGの評価データの平均値を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立したESGの評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの質を高めるものである。

UBSブレンデッドESGスコアは、企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、公害および廃棄物の管理、労働基準、サプライ・チェーンの管理、人的資源の開発、取締役会の多様性、労働衛生および安全性、製品の安全性、不正・腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。各評価対象企業には0から10の範囲のUBSブレンデッドESGスコアを割り当て、10が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す。

個々の投資レベルにおけるUBSブレンデッドESGスコアの最低値はない。

特性2) について：

ポートフォリオ・マネージャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いる。ポートフォリオ・マネージャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネージャーに対してESGリスクを明確に示す。

反社会性は、ある国の繁栄および経済発展に影響を与える可能性がある大きな影響力を有する出来事および事象（自然災害、労働者の権利または環境汚染等（ただし、これらに限定されない。））を明らかにする。反社会性による影響を効率的かつ持続可能な方法により管理する国の能力を測定する。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ☒ 考慮する。
- ☐ 考慮しない。

「主要な悪影響」（「PAI」）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。UBSはその意思決定のプロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という方法による検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から、（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の大株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

サステナビリティ要因におけるPAIの検討に関する情報は、サブ・ファンドの年次報告書にも掲載されている。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

● **この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1) について：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSのブレンデッドESGスコアの上位 50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

特性2) について：

UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くすること。
「反社会性」を示している発行体によるソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を示している一切の発行体を保有することを認められない。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を充足するために利用される投資対象および最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外事項（エクスクルージョン）の概要を定めている。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



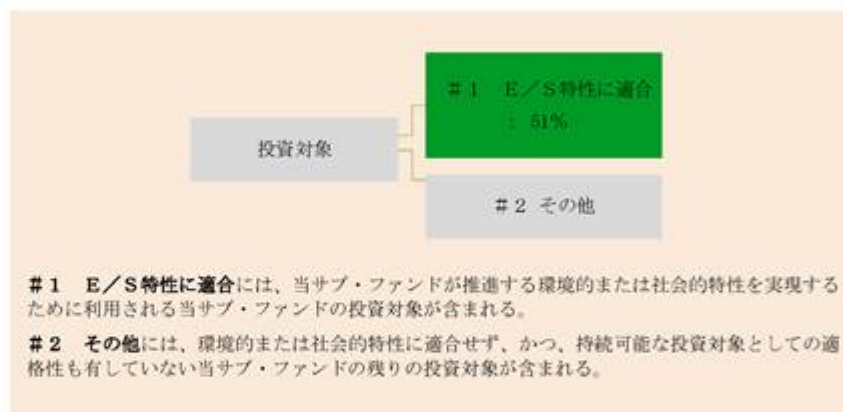
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



● この金融商品が推進する環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

- ☐ 投資する
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない（タクソミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品が推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品が推進する環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。